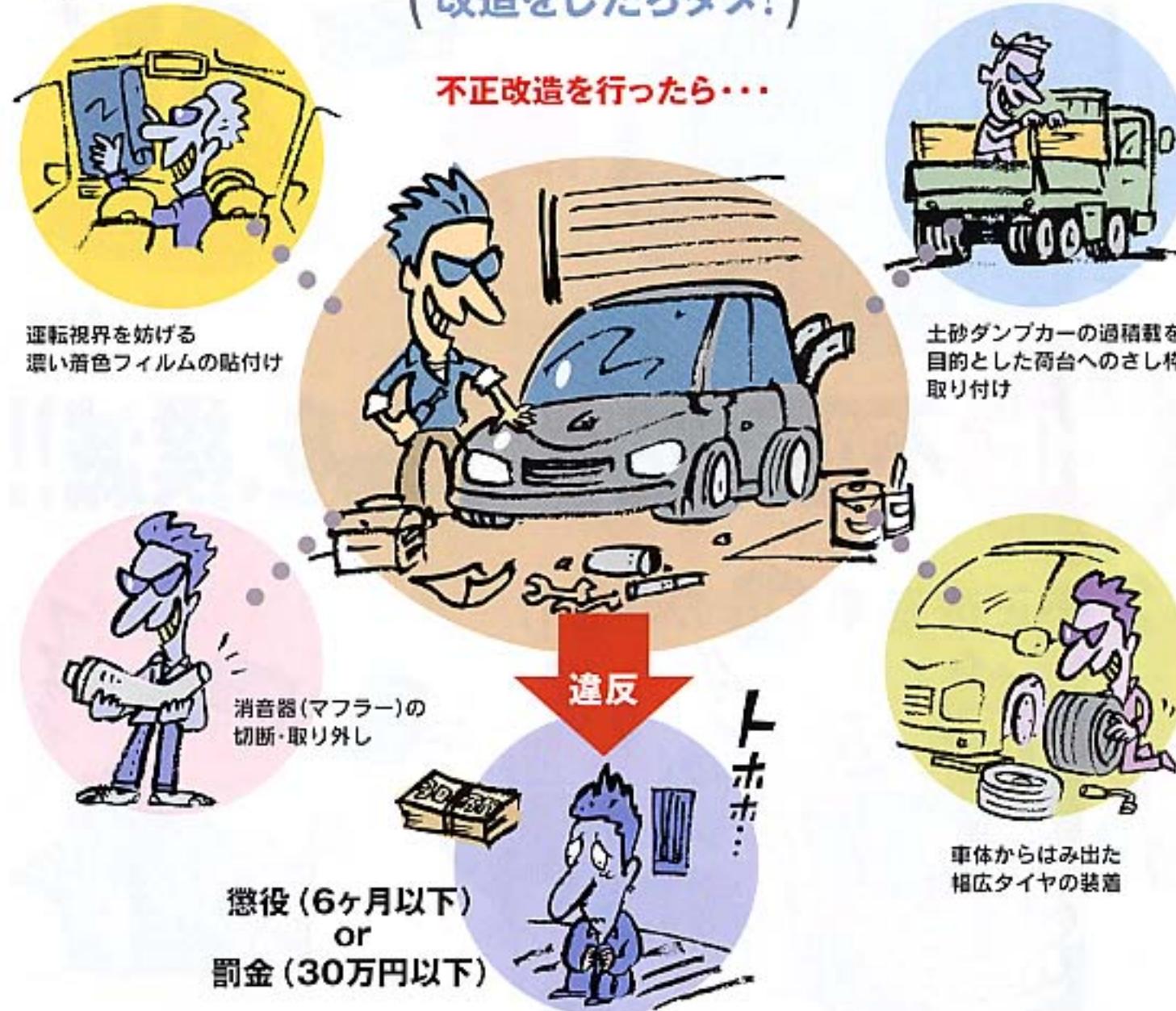




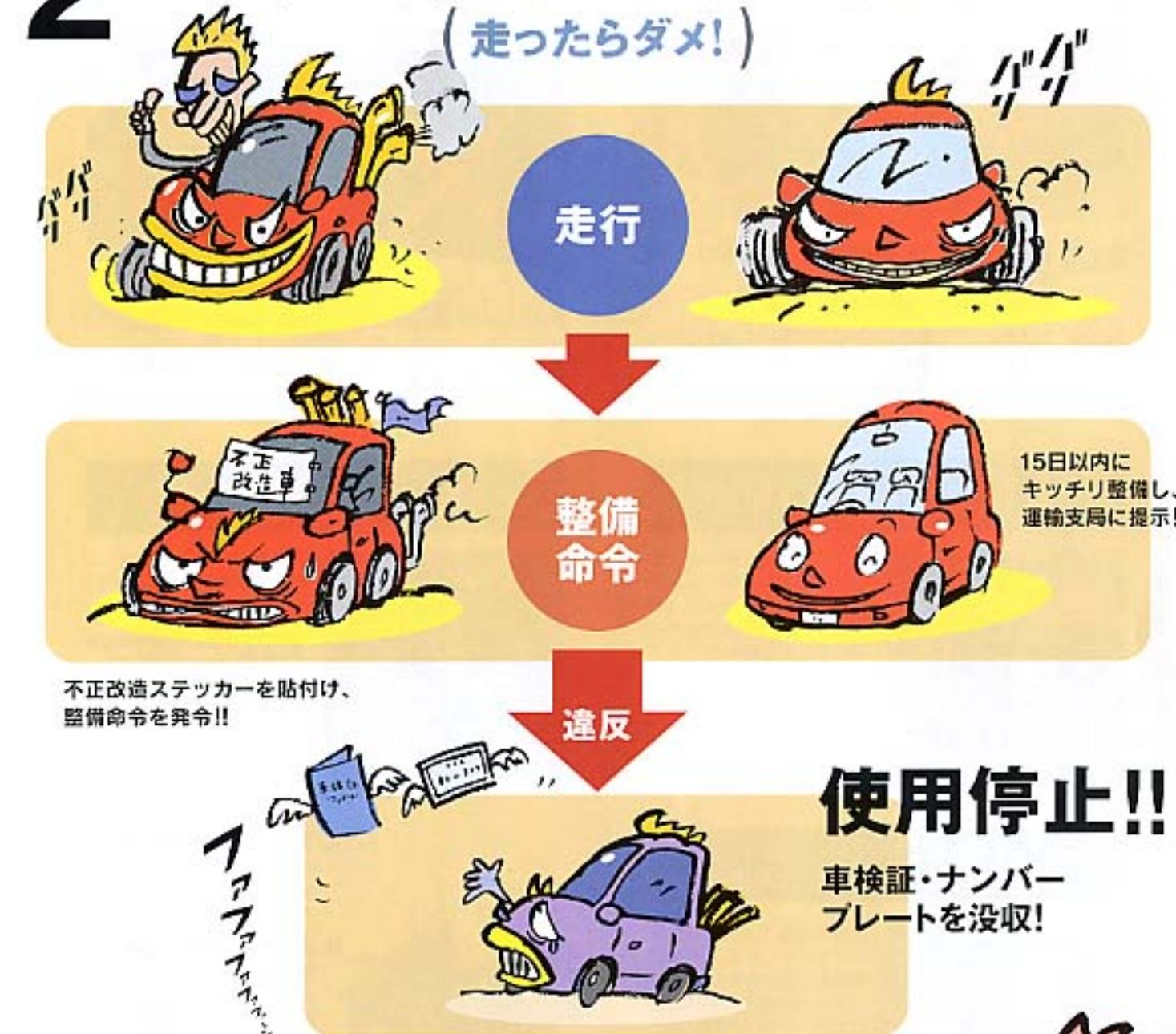
不正改造の禁止

たとえばマフラーを切断したり、運転者席の窓ガラスに着色フィルムを貼り付けた自動車。たとえば過積載を目的にさし枠を取り付けた土砂ダンプカー……人に危険を及ぼし環境に悪影響を与える、不正改造車を撲滅するために、不正改造の行為そのものを禁止する規定を新しく設け、さらにそのユーザーに対する整備命令制度を強化しました。

1 不正改造の行為そのものを禁止 (改造をしたらダメ!)



2 不正改造車の走行を禁止 (走ったらダメ!)



3 整備管理者の 選任要件を緩和

自動車技術の進歩、使用実態の変化に対応し、整備管理者を選任すべき範囲を、点検・整備に専門知識を要する大型トラック・バス等に限定します。

選任要件の緩和

車種	整備管理者の選任・資格要件	
	改正前	改正後
●自家用マイクロバス ★兵庫定員29人以下	1台から 選任要	1台は 選任不要
●自家用乗用車 ●自家用トラック ★車両重量8t未満	10台以上 選任要	何台使用しても 選任不要

※事業用自動車・レンタカーは現行どおり選任を義務付け

資格要件の見直し

次の条件を新たに加え、整備管理に関する実務経験を5年から2年に見直し。

- ①整備管理対象の自動車と同種類の自動車についての点検・整備、または、管理の実務経験を2年以上有すること。
- ②かつ、地方運輸局長が行う研修を修了した者であること。



厳しい処罰が待っている不正改造!!

灯火類の灯光の色を変更

高速走行する自動車の動きを示す制動灯や方向指示器。その決められた灯光の色を替えるということは、誤認を与えとても危険です。

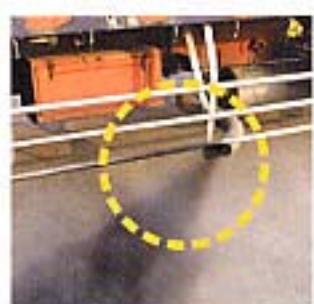


基準 制動灯……赤 方向指示器……橙 尾灯……赤
車検灯……白・淡黄または橙
後退灯……白 後部反射器……赤

注意! クリアレンズを専用している自動車には、規定の灯火の色を発光する専用バルブ等を使用しなくてはなりません。また、後部反射器も反射光の光が赤色であることが必要です。

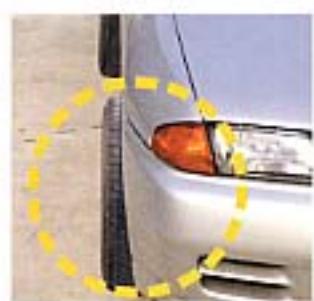
ディーゼル自動車が排出する黒煙

ディーゼル自動車における燃料噴射ポンプ等の調整が不適切だと、規制値を超える黒煙が排出され、沿道住民の健康や環境に悪影響を及ぼします。



タイヤおよびホイールの車体(フェンダー)外へのみ出し

高速で回転する突出したタイヤやホイールは、歩行者に危険を及ぼしやすく、車体やフレーム構造への干渉により事故や故障の原因にもなります。



基準 タイヤなどの回転部分が車体から突出しないこと。

運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム貼付け

運転者の視界を妨げる濃い色の着色フィルム。運転席および助手席の窓ガラスに貼ると、状況確認が困難になりとても危険です。



基準 着色フィルムを貼り付けた状態での可視光線透過率70%未満のものは不可。

消音器(マフラー)の切断取り外し

マフラーの切断・取り外しは移動する騒音公害、大勢の生活環境を破壊します。



基準 近接排気騒音規制値(平成10年規制以前)
●小型二輪自動車…99デシベル以下
●乗用車………103デシベル以下

A. 荷台さし棒の取り付け
さし棒を取り付けての運転は、制動時に振舞を狂はし、不安定なため大変危険です。



B. 突入防止装置の切断・取り外し
突入防止装置(リアバンパー)は、後部から迫るする自動車の被害を上り軽減できるよう寸法・強度が規定されています。

C. 排気管の開口方向違反
横に向かって排氣管は、排気ガスが歩行者に直接かかり迷惑です。



道路運送車両法改正のお知らせ

1 不正改造行為の禁止!!



●懲役 ●罰金

トホホ:

強化 不正改造者・車を撲滅!!

2 不正改造車走行の禁止!!



●使用停止

3 整備管理者の選任要件緩和

